

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく
建築物の緑化率の制限に関する基準
新旧対照表

旧	新（案）
<p>(適用範囲) 第1条 略</p> <p>(用語の定義) 第2条 この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）及び条例の例による。</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 工場等 製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシュャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫（<u>配送・物流センターを含む</u>）、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(緑化施設の算出基準) 第3条、第4条 略</p> <p>(緑化施設の整備方法) 第5条 略</p> <p>(許可条件) 第6条 略</p>	<p>(適用範囲) 第1条 略</p> <p>(用語の定義) 第2条 この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）及び条例の例による。</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 工場等 製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシュャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、<u>倉庫業を営む倉庫</u>、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(緑化施設の算出基準) 第3条、第4条 略</p> <p>(緑化施設の整備方法) 第5条 略</p> <p>(許可条件) 第6条 略</p>

<p>(緑化率の適用除外)</p> <p>第7条、第8条 略</p> <p>(認定条件)</p> <p>第9条 略</p> <p>(建築物緑化認定証の取得)</p> <p>第10条 略</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成20年2月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成20年5月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成21年4月3日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成23年10月3日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、令和6年12月20日から施行する。</p>	<p>(緑化率の適用除外)</p> <p>第7条、第8条 略</p> <p>(認定条件)</p> <p>第9条 略</p> <p>(建築物緑化認定証の取得)</p> <p>第10条 略</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成20年2月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成20年5月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成21年4月3日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成23年10月3日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、令和6年12月20日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この基準は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u></p>
---	--